

## 第7回 水道ビジョンフォローアップ検討会

### 議 事 録

開催日 : 平成 20 年 1 月 31 日 (木)

場 所 : 合同庁舎 5 号館 18 階共用第 9 会議室

出席委員 : 遠藤委員、宇治委員、佐藤委員、芝池委員、東岡委員 (代理)、古米委員、  
眞柄委員、和田委員

○宮崎室長 定刻になりましたので、ただいまから第 7 回的水道ビジョンフォローアップ検討会を始めさせていただきます。委員の皆様方には御多用中にもかかわらず、この検討会に御出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。会議に先立ちまして配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第に続きまして、資料 1 は、第 6 回の検討会の議事録 (案) でございます。資料 2 は、本日の主要な議論の対象であります水道ビジョン改訂の骨子 (案) というものです。資料 3 は、水道ビジョンフォローアップ検討会の実施スケジュールでございます。

参考資料 1 は現行の水道ビジョン、参考資料 2 は現行の水道ビジョンと改訂を今回議論していただこうと思っておりますが、その目次案を比較したものでございます。参考資料 3 は、水道ビジョンの主要施策と今後の課題、というものでございます。

お手元がない資料がございましたら事務局までお申し出ください。

続きまして本日の委員の出席状況について御連絡を申し上げます。本日は京都大学の伊藤委員と東京都の東岡委員が御欠席という御連絡をいただいております。東京都からは代理としまして海老塚様に出席をいただいております。

では本検討会開会に当たりまして、山村水道課長よりごあいさつを申し上げます。

○山村水道課長 水道課長の山村でございます。委員の先生方には、大変にお忙しい中を本日御出席いただきまことにありがとうございます。

水道ビジョンフォローアップ検討会も回を重ねまして、本日は第 7 回でございます。全体で第 8 回目までを予定しておりますので、いよいよ大詰めというところでございます。

登山でも 8 合目まで登ってからの本当の登山とも言われますので、この検討会は、これ

からがいよいよ大変重要なところであると思います。

きょうはそういう中で、これまでの検討結果を踏まえまして、骨子の形で水道ビジョン改訂の方法につきまして御検討をいただくということをお願いしたいと思います。

次回、全文を案文で御相談をして、最終的にまとめてまいりたいというふうに思っておりますので、きょうの骨子の議論が非常に重要なものと思っております。ひとつよろしく御検討のほどお願い申し上げます。大変に簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○宮崎室長 これ以降の議事進行は眞柄座長をお願いしたいと思います。眞柄座長よろしくお願ひいたします。

○眞柄座長 お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。山村課長からごあいさつをいただきましたが、本日は「改訂の骨子」について御検討をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず前回の議事録でございます。事前に目を通していただいておりますので、特に御意見はないと思います。何かございましたら後ほど事務局に御指示をいただきたいと思っております。特になければこれを議事録とさせていただきます。

では、早速ですがビジョンの改訂について事務局から御紹介ください。

○大宮補佐 資料の説明をさせていただきたいと思っております。資料としましては、資料2の「水道ビジョン改訂の骨子（案）」これを中心に説明させていただきます。

参考としまして、参考資料1としまして水道ビジョン現行のものでございます。参考資料3につきましては、いままで議論をしていただいたことをまとめたものでございます。あわせて参考としていただければよろしいかと思っております。

まず資料2の前に参考資料2、A4の横長のものを見ていただきたいと思っております。水道ビジョン改訂版と水道ビジョンの目次の比較表という形です。これをもとに全体的なものをお話しさせていただき、その後、資料2の説明をさせていただきたいと思っております。

前提として、今回のフォローアップとしては3年経過した進捗状況、それと施策目標の見直しというものをレビューするという形で、16年の水道ビジョンをベースに改訂版という形にしたいと思っております。16年の理念を継承しているという形です。

目次としましては、まず上に書いてある水道ビジョンという名前をそのまま、平成20年改訂という題名を考えしております。

また、本文では、最初に「水道ビジョンの改訂について」という形で、これまでの改訂

に当たっての前書きに相当するものを加える。その後は、現計画に沿って、1章・2章・3章から6章までという形で構成は考えております。

ただ、この中で状況の変化等については、逐次加筆修正は行うつもりでございます。7章としまして、新たな章を設けまして、「レビューに基づく水道施策の重点取組項目」としまして、今回レビューした内容をこの章にエッセンスとして新たな章をつけたいと思っております。

また8章につきましては、「関係者の参加による目標の達成」ということです。関係者の参加に加えて、16年以降につくりました地域水道ビジョンの項目を加えたいということで考えております。

あと、別紙としましては、水道ビジョン実施のスケジュールというもの、それと水道ビジョンフォローアップ検討会の委員名簿、検討経過、それを加えるという形で考えております。

では、資料2を見ていただきたいと思えます。これは骨子です。最初に、いろいろと字體を変えて書いておりますので、その説明からさせていただきます。

斜体で書いておりますのは、今回の骨子の説明用という形で書かせていただきました。本文には反映いたしません。それとゴシック体で書いてあるところ、それが今回の改訂に当たって加筆とか修正する項目でございます。あとは明朝体と下線で書いてあるところは、主に目次項目について、流れがわかりやすいようにという形で書かせていただいております。では、内容についてお話をさせていただきます。

水道ビジョンの改訂について、最初に水道ビジョンの改訂の趣旨、及び改訂の進め方等について記載させていただきたいと思えます。以後、この文書については要点をまとめているという形で、実際の本文につきましては、もう少し丁寧な説明の文書にさせていただきますので御了承いただきたいと思えます。

当初の水道ビジョンには短期的な施策と長期的な施策が含まれておりまして、3年程度をめぐりにレビューが必要と考えておりました。3年を経過して平成19年に水道ビジョンフォローアップ検討会を設置しまして、1年かけて検討を行いました。検討会において、水道ビジョンに掲げた施策及び施策目標の見直し検討を行ったところ、実施済み、もしくは、早期実施可能な施策もあれば、進捗がおくれている施策も見受けられているという状況です。おくれている施策についても、方策を考えながら早期に達成するということを目指すことにする。

現時点での目標の達成度から将来の見通しを予測、施策・方策の追加見直しなどを行い、より充実した具体的な指針として水道ビジョンを今回改訂した。というような内容を組み込みたいと思います。

1章「水道ビジョンの目的」です。これについては、転換期にたつ我が国の水道、これまでの検討の経過、また水道ビジョンの特徴と目的、というような項目が書かれており、水道ビジョンの位置づけなどが書かれていますが、その中で、目標期間について、「水道ビジョンの目標期間は21世紀中頃を見通しつつ、概ね10年間とした」というのが原文でございます。その原文を継承して、「平成16年から概ね10年間という目標とする」というように修正したいと思います。

2章です。2章については「水道の現況と将来の見通し」の課題を抽出している部分でございます。フォローアップの結果を踏まえまして、最新のデータの反映や16年以降の取組事例などを記載するというところで時点修正を行います。

(1)安全な水、快適な水が供給されているか。この項目については特に加筆・修正する項目はない。

(2)いつでも使えるように供給されているか。これについては市町村統合が急激に進んで、水道の広域化・統合の事例が増加している。都道府県や水道事業者においては、今後の水道事業の在り方を広域化へ要求、検討の事例も増えつつある、という項目を使いたいと思います。

また、新潟県中越、能登半島、新潟県中越沖地震と大規模地震の頻発と長期間の断水となった現実、今後の南海・東南海、東海地震等の襲来が予測されている中で、災害対策等の充実が求められているが、水道施設の耐震化が数値に見える形で進んでいない、という状況を強調して加えたい、というように考えております。

(3)将来にわたっても安定した供給ができるか、ということについては、更新期を迎えた水道資産については、将来の施設改築や更新に向けて自己資産の確保を計画的に行っていない水道事業者が、報告、聴取、立入検査等を踏まえて少なからず存在している、という状況の記述を加えたいと思っております。

(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか。これについては、環境問題への対応の重要性に関して、水道事業として温暖化対策について主体的かつ積極的に貢献することが求められている、という項目を加えたいと考えております。

(5)世界の中で我が国の水道はどのような役割を示すべきか。これについては、平成19

年に提唱されたアジア・ゲートウェイ構想に基づく取組・推進等について記述を加える、ということでございます。

続きまして3章です。「目指すべき方向性」という形で、みずから高い目標を掲げて、常に進歩を、世界のトップランナーを目指してチャレンジしていくというような方向性を書いているところでございます。この章については加筆・修正はする項目はなしと考えております。

4章です。「長期的な施策目標」について、これについては今世紀半ばを目指して、我が国のあるべき姿、施策課題別の目標、長期的視点など掲げている項目でございます。この章についても加筆・修正する項目はなしと考えております。

5章です。「政策目標達成のための総合的な水道施策の推進」につきましては、今回のフォローアップの結果を踏まえまして、取組事例を記載するなど時点修正を行う、としたいと思います。

#### 「(1)水道の運営基盤の強化」

ア．新たな概念の広域化の推進として、市町村合併による水道事業の統合や簡易水道補助制度の見直しによる同一行政区域内の簡易水道と水道事業の統合が今後進展していくことが見込まれる中で、道州制等の政府の動向にも注視しつつ、従来の広域化の概念を広げた新たな水道広域化に向けた検討を進めるとともに、簡易水道等の小規模水道の維持管理強化に向けた、共同管理手法などについて検討を進める、という項目を加えたいと思います。

イ．新たな社会情勢に対応した最適な事業形態の選択では、各種運営形態の特性を理解した上で、各種手引き等も活用しつつ、各々の水道事業が抱える課題に対応するための最適な運営形態の選択について幅広い検討を行っていく。

自己責任による水道事業運営の透明性確保の観点から、民間部門の活用状況の適正な評価を含めた、第三者機関等による客観的かつ公正な業務評価を実施する仕組みの検討を進めるとともに、水道事業に携わる技術者の水準の確保のための取組を継続的に進める。

それと、現在の水道法に基づく事業認可や立入検査等の規制体系が社会経済情勢の変化に応じて適切に運用されるよう検討を行うとともに、自立的で継続可能な水道事業運営に資するバランスのとれた指導監督システムの在り方について検討を進める、としております。

ウ．中長期的財政収支に基づく計画的な施策の整備・更新としましては、水道事業者等

が、社会情勢の変化に適切かつ迅速に対応し、需要者の理解を得つつ、中長期の施設整備・更新見通し及び財政見通しを主体的かつ自律的に立案し、施設の効率的な改築更新を実践できるよう、アセットマネジメントの水道事業への活用や行政による効率的な支援・指導体制等について検討を行う。

エ. 公平で適切な費用負担による給水の確保です。中長期の施設整備・更新見通し及び財政見通しに応じた更新積立金等による改築更新費用を確保しつつ、持続可能な水道事業経営の維持に資するべく、現在及び将来の需要者の負担の公平性の視点に立った水道料金体系について幅広く検討していく。

#### (2) 安心・快適な給水の確保。

ア. 未規制施設対策の推進及び給水安全度の向上については、貯水槽水道については、管理状況の検査の受検率が低く、受検率の向上に向けた検討を行う。飲用井戸についても、水質検査の受検率が低く水質基準に適合していないものが多数存在しているが、施設数の実態把握自体も困難な状況にあるため、まずは対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策についての検討を行う。

イ. 水質管理の徹底、連携の強化及び情報公開の推進です。原水から給水までの各工程において汚染リスクに応じ適切に管理を実施するため、水安全計画の普及・定着を進める。

ウ. 効率的な技術の導入により、サービス水準の向上を実現。これについては加筆・修正する項目はございません。

#### (3) 災害対策等の充実。

ア. 災害対策の充実と基幹施設を中心とした水道施設の耐震化の推進については、基幹施設、基幹管路の耐震化、水道事業者の耐震化計画が十分に策定されていない状況であり、水道施設の災害対策、耐震化の一層の促進を図る。基幹水道施設については最大級の強さを持つ地震に対しても、施設の機能が保持される耐震性を備えた施設整備を進める。

イ. 地域の特性を踏まえた渇水対策の推進。これは特に加筆・修正する項目はございません。

ウ. 相互連携、広域化による面的な安全性確保、投資の最適化に向けた関係機関との連携。これについても加筆・修正する項目はございません。

#### (4) 環境・エネルギー対策の強化。

ア. 資源消費の節約、廃棄物減量化等の環境負荷の低減、水の持つエネルギーの有効利用等による環境保全への貢献については、地球温暖化対策が政府全体における重要課題と

なっている中、公益サービス提供者であるとともにエネルギー消費業種でもある水道事業においても、温暖化対策への主体的な貢献を果たすべく、各水道事業の特性及び実態等に応じた対策を積極的に進める。

イ. 水利用のシステムの水循環系の中での再構築です。水道事業は、水循環系が健全に機能していることに依存して成立しており、関係者との連携という観点から水安全計画の活用等により水道事業者では対応できない危機の分析とその対応策の検討を行う。

(5) 世界の中で我が国の水道はどのように役割を果たすべきか。

ア. 我が国の経験を活かした諸外国の技術水準向上への貢献です。アジア・ゲートウェイ構想の最重要項目に水道事業の海外進出促進が盛り込まれるなど、水道事業の国際展開が重要政策として位置づけられたことから、これらを踏まえた取組を進める。

イ. さらなる国際展開のための国内体制の整備については、特に加筆・修正する項目はございません。

ウ. 国際化の推進及び国際競争力の強化です。国際貢献、国際展開の積極的な支援に向けての検討を実施するために、水道産業国際展開推進事業費が確保されたことを踏まえ、途上国への政府開発援助(ODA)による施設の整備を主眼に置いた従前の協力にとどまらず、民間の技術力や資本力を活用することも視野に入れた国際貢献、国際展開の積極的な支援に向けた検討を進める。

ISO/TC224 が国際規格化され、ISO/TC224 の国内規格となる業務指標 (PI) を示した「水道事業ガイドライン」が策定されたことを踏まえ、業務指標の国内でのより一層の活用や有効利用の検討、及び日本の指標が世界標準となるような国際的な展開を視野にいたした検討を行う、ということでございます。

6章です。「各種方策の連携による目標の早期達成」ということです。6章は5章にあげた課題のための施策目標や方策等を示すとともに、アクションプランを含めて、それらの方策を示しているものでございます。それらについては引き続き実施して充実を図るべきというふうに考えております。加筆・修正はしないことを考えております。

7章です。「レビューに基づく水道施設の重点取組項目」ということです。この辺が大々的に変わる部分でございます。

5章の施策群ごとに今回レビューした結果、施策目標の達成状況とか進捗状況、総合評価、今後の課題、それらを浮き彫りにしていきたいと思っております。

お手元の参考資料3です。いままでもごらんいただいている資料ですが、この内容を文

章として7章に加えるということでございます。

すべて入れるのは非常に無理があるところがありまして、達成状況や進捗状況を踏まえて、総合評価とか、今後課題になる項目、それらを中心に書くとしております。

(1)水道の運営基盤の強化という形です。

【主要施策1】というこちらです。ここで【 】で書いてある部分がございますが、これも骨子の説明のための説明用の文書でございます、【主要施策1】というように【 】に入っている部分は、本文にそのまま書くということではなく、ここは省略したいと考えております。

【主要施策1：新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築】です。

新たな水道広域化を推進するための制度面での具体的な検討。新広域化人口の定義の見直しを行う。

7章では6章に掲げた各種方策を実施するに当たりまして、現況を踏まえて特に重点的に取り組む項目という形で書きたいと思っております。前後して申しわけありませんでした。

続きまして、将来的な水道の運営基盤の確保のための持続的な経営、健全な水道施設、質の高い技術力による安定的な維持管理等が必要不可欠であることを踏まえ、そのような運営基盤を確保するための水道の事業規模等について検討を行う。

【主要施策2：最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築】です。

水道の運営管理に係る民間部門の活用について需要者等の理解が得られるよう、民間部門による業務が所期の目的を達成しているか否かを客観的に評価する仕組みを確立する。

自己責任による水道事業経営の透明性を確保する観点から、第三者機関等による公正な業務評価を実施する仕組みについて検討する。

今後、水道施設の将来の改築・更新需要ピークや技術者の大量退職を迎える中、安心・安全な水道水の安定的な供給を確保し、現在と同等の水準を確保すべく、水道事業者等自らによる水道技術の継承や民間等連携による技術者の育成・確保等に資する検討を行う。

安心・安全な水道水が供給され、今後も持続的に供給されるかといった観点から、水道施設の適正な運転・維持管理や改築・更新、危機管理体制の確保等に資すべく、認可等の要件見直しや補助制度の充実等に係る検討・対応を随時行っていくとともに、従来の認可等による事前規制から適切な運営等が実施されているか否かを確認するための事後監督



型の行政システムへの重点の移行について検討を進める。

【主要施策3：コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新】です。

水道事業が受益者負担を原則としており、将来の改築・更新に当たって、住民等の需要者の理解を得ながら改築・更新費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、需要者への説明責任を果たした水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営（アセットマネジメント）の検討や更新積立金の資金確保方策の検討、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供の在り方についての検討を推進する。

(2)安心・快適な給水の確保です。

【主要施策1：原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上】です。

水道水質管理のさらなる徹底のため、水安全計画の普及・定着も含め、水道施設管理の適切性と透明性を確保するための手法について検討を行う。

水質事故、異臭味被害状況の改善のため、水道水源流域等の関係者の連携の強化に向けた具体的取組について検討を行う。

【主要施策2：未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実】です。

貯水槽水道の管理の体制、制度については、検査結果等の利用者への情報提供や、問題があった場合に円滑な改善を図る仕組み等について検討を行うとともに、直結給水への切換を促進する。

飲用井戸等については、まずは、対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策及び評価指標の検討を行う。また、水道事業者が衛生部局と連携して技術的管理を支援するための方策について検討を行う。

水質管理の向上のためには、利用者の関心を高めることが必要であり、特に小規模施設についても水質検査結果の利用者への提供等について検討を行う。

【主要施策3：給水管・給水用具の信頼性の向上】です。

逆流防止措置に関して引き続き調査、検討を進める。クロスコネクション防止に向け、危険性の高い施設を重点に啓発を図る。

鉛製給水管の布設替え促進のため、総合的な布設替え事業を推進していく。特に水道事業者が比較的関与しやすい公道部については、着実な布設替えが求められる。

【主要施策4：より高度な水質管理技術の導入の促進】です。

安心・快適な給水の確保に係る技術開発については、産学官の連携による取組をより一層推進する。

(3) 災害対策等の充実です。

【主要施策1：地震対策の充実、確実な対応】です。

水道事業者等において耐震化事業を計画的に実施していくために、耐震化計画の策定、実施に向けた取組を推進する。

耐震性が特に低い石綿セメント管について、優先的に適切な耐震性能を有する管種・継手へ布設替えが図られるよう、取組を推進する。

耐震化の推進のためには需要者の理解を得る必要があり、特に重要な水道施設の耐震化の状況について、需要者への情報提供等を推進する。

【主要施策2：地域特性を踏まえた渇水対策の推進】です。

近年の小雨化傾向等を踏まえ、地域実情や特性に応じて水道水源開発等を計画的に進めるなど、渇水対策の充実を図る。

【主要施策3：相互連携、広域化による面的な安全性の確保】です。ここは【主要施策3】と【主要施策4：災害発生時の事後対策の充実】の2つを含めましての対応です。

水道事業者間の相互連携が図れるよう、緊急時用連絡管の整備も含め、災害発生時に必要な水を供給する応急給水体制や応急復旧体制の整備を推進する。

水道事業者において危機管理マニュアル等の整備が促進されるよう、引き続き危機管理体制の整備を推進する。

(4) 環境・エネルギー対策の強化です。

【主要施策1：水道運営への経済性と環境保全 Win-Win アプローチの導入】

【主要施策2：水利用を通じた環境保全への積極的な貢献】このふたつの対策です。

水道事業における環境対策の手引き書等を活用し、環境対策、資源の循環利用、省エネルギー・再生可能エネルギー対策、水資源の有効活用等に係る各種取組をより積極的かつ計画的に実施する。

水道事業者等における環境・エネルギー対策の各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行い、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報を水道事業者等に提供し、水道事業者等の更なる取組推進を支援する。

水道運営の経済性（持続可能な水道運営）との両立も勘案した上で、水道事業及び水道利用に係る各種環境・エネルギー対策の一層の推進を図り、施策目標の全国的な達成を実

現するために必要な方策について引き続き検討を行う。

【主要施策3：健全な水環境の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築】です。

水道事業は水環境系が健全に機能していることに依存して成立していることを踏まえ、関係者との連携という観点から水安全計画の活用等により水道事業者では対応できない危機の分析とその対応策の検討を推進する。

(5)国際協力等に通じた水道分野での国際貢献です。

【主要施策1：水道分野の国際貢献の推進】

【主要施策2：国際調和の推進等我が国水道の国際化】この2つの対策です。

これまで発展途上国に対する技術協力、政府開発援助は施設の整備に主眼が置かれていたが、施設の維持管理を、民間活用・人材育成を行いつつ長期スパンで実施するための具体的な方策について検討を行う。

職員の減少等により、水道事業者等が主体となった従来の体制による国際協力の継続に困難が生じると予測されることから、水道分野の国際協力を支える国内体制の整備に向けた検討を行う。

国際機関、国際的活動、他国との連携、協力を一層強化するための取組を推進する。また、取組に当たっては、相手国の経済発展に対応した水道事業の育成を支え支援する国際協力の在り方を検討する。

上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置について積極的な取組を進める。

業務指標について国内でのより一層の活用やその有効利用方法の検討を進めるとともに、日本の指標が世界標準となるよう国際的な展開を進めていくことについて検討する。

8章につきましては、関係者の参加による目標の達成という形で、(1)関係者が協力して目標達成に向けて進めるという項目に加えて、(2)として地域水道ビジョンの項目を加えたいと思います。

内容です。「水道ビジョン」では、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策、行程等を示しており、諸課題に適切に対処していくためには、それらの課題・方針を踏まえた水道事業者等による積極的かつ計画的な取組が必要であり、水道事業者等がみずからの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実施していくことが必須であるとしております。「地域水道ビジョン」の策定を推奨、「地域水道ビジョン」作成の手引きを取りまとめる。

地域水道ビジョン作成に当たっては、水道広域化の基本的な政策方向等に基づき、広域的な観点から市町村を越えた視点での取組についても具体的な目標設定を検討する必要があり、都道府県単位による「地域水道ビジョン」作成を推奨する。

9章、スケジュールとしましては、フォローアップの結果を踏まえまして時点修正を行いたいと思います。

目標年次については、1章にありました本ビジョンの目標は21世紀中頃を見通しつつ平成16年から概ね10年間、というような表現にしたいと思います。具体的には、本文を見ていただきますと、39ページにスケジュールです。本ビジョンの目標年度はあえて25年と書いてありますが、25という数字はとりたいと思います。

内容としましては、16年6月の水道ビジョンの策定において、段階的かつ着実な施策目標の達成を図るため、短期的な対応と中期的な対応のスケジュールを示した。短期的な対応については、水道ビジョン策定後3年以内に実行を目標としていたことから、平成19年に施策の進捗状況のレビューを行うとともに、水道を取り巻く環境の変化について整理し、水道ビジョンを改訂した。

今後は、各施策目標の早期達成を目指しつつ、7章に示す各重点取組項目の着実な推進を図る。

実施スケジュールについては、別紙という形で、まだ別紙がついていないのですが、本文を見ていただきますと、本文でいいますと、45ページにあります別紙2・水道ビジョン実施のスケジュールというものがあります。これは16年時点でレビュー3年後に行うという前提でやっているものでございますので、これに相当するものの修正を行いたいと思います。

10章、フォローアップとしまして、次回のレビューの具体的年度については、現在のやつでは、第1回目のレビューを3年後に行うという形で書いてあります。内容としましては、改訂された水道ビジョンに基づく、施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況を踏まえ、適宜再検討を行う。

次回のレビューは、中長期的な対策に向けての施策の進捗状況などを適宜公表しつつ、適切な時期に行う、という形で具体的な3年というような表現はしないというように考えております。

別紙としましては、水道ビジョン実施のスケジュール。現行の別紙1については主要施策などについて書いてあります。今回、7章で主要施策についての要件については盛り込

んでありますので、資料としては作成したいと思います。別紙2についてはスケジュールという形で修正を行いたい。最後に今回のビジョンフォローアップ検討会の委員名簿、検討経緯等を加えると考えております。

長くなりまして申しわけありませんでした。

○眞柄座長 御苦労さまでした。きょう皆さん方から御意見などをいただく資料について、一通り説明をいただきました。

最初に、新しい改訂版の目次の御紹介がございました。目次と全体の構成について委員の方々から御意見・御質問をいただきたいと思います。あるいは目標年次・スケジュールについてもお話をいただいても結構かと思えます。どうぞお話しください。

○佐藤委員 骨子を私が手にしたのは、出張がありまして、個人的な事情ですが、今週末の日曜日に初めて見ました。そしてきょうに向けていろいろと検討をしまっていました。実はできれば、骨子ではなく、全体的な文書化したものがほしかったというのが率直なところです。

1 ページの3行目から斜体とかゴシック体等々について説明がありますが、このゴシック体の関係でいいますと、本文のビジョンとの関係では、これが追加なのか、それとも修正なのかというところが、どうもいまひとつわからない。

それから明朝体+下線で記述したのは、現行から変更しないとありますが、5ページ以降のゴシック体で書いてあるところはゴシックにアンダーラインが引かれております。そういうことも含めまして、どうも文書が混在して十分に理解ができない。それはおまえのせいだと言われればそうかもわかりませんが、そういうことからすると、きちんとした整理されたものがほしかったというようなことです。

全体を通して、どうもいままでの厚生労働省が進めてきた日本の水道行政が、今回の骨子だけをみても、誰のための水道事業を目指しているのか。それはつまりこれまでの厚生労働省の施策、またこの間の検討会での議論とは別の方向に進んでいるのではないかと、というように実は私なりに危惧をしているというようなことでございまして、そういう意味からいいますと、冒頭に山村課長が、きょうが大変に重要な審議の場ですといわれ、3月27日に最終案取りまとめの審議、これは時間的にも制約がありますが、どうもそうなりと時間的に、私は委員として責任をもってまとめるために参画できるのかということで、スケジュールは制約されておりますが、できればもう一度くらい挟んではいかがかと、無理を承知で言わせてもらっております。そういうことを感じたということで、後ほどそれぞ

れの課題について、きょうまで私なりに、また組織として検討したことについては、御提  
供申し上げたいと思います。

○眞柄座長 ありがとうございます。そういうことだということで、御容赦いただく  
ということにしましょうか。全体の構成としては、結局はこれまでのものと、レビューをし  
て重点的な取組項目が改訂版で追加をされた、ということになるわけです。ほかの委員、  
何かございませんか。

○古米委員 事前に送っていただいた資料をざっと見てちょっと感じている点は、この改  
訂版の5章のところの(1)から(5)までの項目と同じ言葉が、レビューに基づく重点取組項  
目でも(1)～(5)並んでいる。同じ項目が別の章立ての中で並んでいて記述されている。書  
いてある記述が、より具体的に積極的にやるところはこうですと書かれている項目がある  
のですが、私がざっと見た感じだと(4)と(5)は5章で書いてある言葉をちょっと表現を変  
えた形で7章に出てきており、どう重点化してやっていくのかということ、誤解されそ  
うな気がしました。

その意味においては、この構成でいくのがいいのか、もう少しレビューの記述を工夫す  
ることによって、従来の5章の推進方法に関連して追加の項目が出るなり、あるいは項目  
を越えた形で連携した形で重点化を示すというような新しさ、そういうものが出てくると  
改訂というイメージも強くなるのかなと思います。

指摘したいのは、同じような言葉が(4)と(5)について、5章にも7章にも出ているよう  
な感じを私は読んだときに感じました。あくまでも骨子なので、實際上、書かれるとき  
には変わるかもしれませんが、いま与えられた情報からするとそういう感じがしました。

○眞柄座長 ありがとうございます。ほかにごございませんか。若干、編集上の問題もある  
のですが、そのことについては、きょうは委員の方々からこの後に個別的な項目について  
御意見をいただいて、それをベースに本文を書かれるわけですので、その本文を次の検討  
会1回で議論をするのか、佐藤委員がおっしゃられたようにもう1度入れるか、その辺の  
ところはきょうの委員会の結果を見て判断することにさせていただきたいと思いま  
す。

では、構成その他は別として、いまここでゴシックで書いてある、ゴシックの下線は何  
かと言われる、僕も気づかなくて、これは重点項目なのかという気がしてしまったので  
すが、ではゴシックで書かれている部分を1ページから順に御意見をいただくというこ  
にしたいと思います。

最初の「ビジョンの改訂について」ということです。この部分はこういうものだと思うので、1ページの下段の「現況と将来の見通し」のところで、いつでも使えるように供給されているかという部分に、この2つの文書を追加したいということですが、この最初の2つと、将来も変わらず安定した供給ができるようになっているかという部分と、(4)の環境保全と(5)の貢献・役割という部分について、御意見があればお出してください。

○佐藤委員 座長が言われた初めのところ、「水道ビジョンの改訂について」これはビジョンを策定して以降の流れについて触れるのは結構ですが、当然、そこには水道を取り巻く情勢の変化等々にも触れるだろう。その際、この間厚生労働省が進めてきた憲法25条に基づいて運営されてきた公営水道の評価、それを踏まえた水道の重要性ということについて、これは全体で共有化するべきであり、ぜひ触れて欲しいと思います。

「いつでも使えるように供給されているか」という最初のゴシックの下から2行目、「今後の水道事業の在り方を広域化へ要求」、果たしてこの間の厚生労働省の発表・報告等の中で、自治体の中でそういう声が強まっているのかという問題意識。逆に県をまたぐという意味では、事業者は及び腰になっているのではないかというふうに思うのですが、その認識。その上で、私どもも広域化するべきだというスタンスでございますが、第三者委託制度の趣旨を踏まえた公・公連携などの広域化誘導策が必要ではないか、ということが1点であります。

もう1つです。2ページに大規模地震に関連していろいろと触れております。この間私もこの検討会で報告をさせていただきましたが、地震に限らず、例えば大規模断水が発生をした、また直近では水質検査データ偽造も発覚しているという状況で、本当にいつでも使えるように供給されているのか、こういう観点からぜひ次のような件について補強の検討を願えないか。ハード面の関係は、これは既に明らかにされておりますとおりに適切な設備更新ということが求められるでしょうし、ソフト面の関係でいいますと、地方公営企業の責務を踏まえて、その役割を果たすための技術的基盤の確保、そして継承、並びに具体的な対策の指針を策定することが求められているのではないかと、というのが一つです。

いま一つです。公民連携を行う場合の技術力の担保の必要性を踏まえて、コスト評価から技術の質の評価をするシステムをつくるのがいま求められているのではないかと。そのためには、総合評価方式だとか、低入札価格調査制度とか、最低制限価格制度など、コンプライアンスの遵守、加えて厚生労働や環境の観点、そういうまさに社会的価値の実現に資する公契約制度確立に向けた指導が必要である、というような観点からの御検討をいた

できればありがたいということでございます。

自己資金確保を行っていない事業者が少なからず存在をしますが、これは財政運営面からの話だと受け取れるのですが、これもまた検討会で申し上げましたとおりに、そもそも水道事業体並びに事業管理者がその町の水道事業をどのように導いていくのか、そういうようなところ、水道の在り方を踏まえた更新計画が策定されているのか。そういうことがなければ、潤沢な資金はありえっこないのですが、あってもそういうことはしないわけでありまして。加えて値上げをしないとイケない状況の中で、値下げを強調する事業管理者が非常に多いということからすると、私はここはお金だけの問題ではないのではないかと考えるところです。以上です。

○眞柄座長 ありがとうございます。このところでほかの委員からも御意見を伺って少しまとめたいと思います。

○芝池委員 書かれている1面はこのとおりにかなと思う部分もありますが、どうも先ほどの佐藤さんもおっしゃいました最後、「自己資金の確保を計画的に行っていない水道事業者が少なからず存在する」部分についての背景が、このままでは脱落するような感じがしてならないのです。

ひとつは、水道事業管理者が理想の水道供給事業像を描きたいのですが描けてないというのが実態にあります。そのあたりが私もなかなかうまくひとつのビジョンの中に出せるかどうか、暗澹たる思いがあるのですが、非常に難しい側面を書いてしまえば、将来必ずすると確約するようなことになりかねないのかなという気がしております。

○眞柄座長 ありがとうございます。古米先生何かございますか。

○古米委員 細かいところですが、きっと(2)の「いつでも使えるように供給されているか」というところにかかわる現状認識としての意見です。たまたま私はかかわったのですが、水道分野の情報セキュリティガイドラインが出てきて、そういうことにも留意するべきだということが国で動いているので、そういうことも一部書いておく必要があるのかなと思いつきました。本当はもっと前の検討会のレベルで御指摘するべきだったのかもわかりませんが、一応、重要10分野においてセキュリティ管理が重要と認識されて国として動いている。そのうちの重要な分野として水道が入っているので、それに対応した形で考え方を改めるということもひとつキーワードとして入るのかなと思いつきました。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○遠藤委員 前回は欠席して申しわけありませんでした。この中では(3)の将来の関係のと



ころに関しての意見ですが、いままでの水道は整備率を上げるのが目標で、その先までは考える余裕がなかったと思います。しかし整備が終わって維持管理に入った今、自治体の現場では水道への関心は薄れています。いずれ老朽化して更新や修繕に大変なカネがかかるということはあまり頭にはないのです。水道事業は装置型の事業ですから膨大な固定資産を持っています。減価償却した一部が貸借対照表の流動資産に留保されていますので、外からみれば財政状態がいいように見えます。そのため一般会計からの繰入額を減らされたり、水道料金を1%でも2%でも下げる口実に使われることがあります。首長や議員は政治家ですから、公営企業の経営は棚上げにして政治的な受けをねらうケースも出てきます。

昔は市町村長が先頭に立って、全町に水道を普及させるという目標がありました。しかしその目標をほぼ達成した今、次の目標が見えない状態です。これからは更新と改良に力を入れるとか、個々の事業体の目指すべき方向が見えるようにしないと、水道通の人しか理解できないビジョンになってしまいます。

○眞柄座長 最初に佐藤委員がおっしゃったように、いまここにガイドラインがあるのですが、現況と将来の見通しのところで、この部分を書き足すというわけですが、現在のこのテキストのどこ、例えば市町村統合うんぬんということを書こうとすると、どこにどういう背景・理由があるからここを書く、というところがちょっと見えないですね。それがひとつ。

もうひとつは遠藤委員がおっしゃったように、水道を巡る、政策判断をする人のスタンスの在り方のようなものが、従来のビジョンにはたくさん書いてなかった。書いてあるところもあるのでね。そういう視点を、最初かどこでもいいのですが書き足して、それでこの具体的なゴシックの部分が出るように次の検討会までに出していただきたいと、私も思います。

要するに、更新の際の入札方式というか、更新事業をどう進めるのかというのは、従来の浄水場をつくるとか拡張工事をするというのとはちょっと違う視点で、発注方式なども考えていかないといけない。

あるいは、官民連携もありますし、官官連携もあるので、そういう水道事業のモデルが多様化している。多様化している現状をどう踏まえてどう進めるのか。そこはあった方がいいと思います。この部分については、そういう視点で、現況と将来の見通しについては注意をして本文をつくっていただきたいと思います。

結局、理論の見直し検討をするときに、新しい改訂版をもらった人たちは、この検討会

で現況と将来の見通しについてどういうふうにも、3年なりの間に変わってきたのかということ、多分期待されていらっしゃると思いますので、そういう視点で考えていただければなと思います。

あとから言おうと思ったのですが、佐藤委員とちょっと違うのかもしれませんが、いままで水道行政あるいは水道事業は、給水区域内の定住人口で全部整理してきておりますよね。ところが実際は住んでいる人だけではなく、都市活動すべてに水道が使われているわけです。そういうことに対する行政の評価というものは、いままで全くされていないですね。

実際に事業評価をして、費用対効果を出すときに、断水、GDP がどれだけ下がるのかということ、勘定するようになってきているが、でもそれは事業評価するときのコストとベネフィットのところのみで、この水道事業体はいくらの地域 GDP に貢献しているというような指標がないと、水道事業はただ飲み水を配っているだけだ、生活用水を配っているだけだと思われてしまっている部分があるのではないかという印象を受けました。

その意味の観点で、まさに社会インフラになった水道をどうするのかというふうにも、どこかで書いてほしい。それでないと、要するに更新だって、料金を上げると言ったときに、住民が反対しているからというので住民しか出てこないのです。でも産業界の人たちは水道が地震でとまったら困るから多少は料金が上がってもいいのではないの、という意見もないわけではない。ちょっと乱暴な意見かもしれませんが、そういう印象を私は持りましたので、前段の CSR のこともいまのビジョンに書いてありますが、CSR の部分が3年前に比べて最近はとみに関心があるようになってきておりますので、その辺のところを少し膨らませて、こういう話にさせていただければ、佐藤委員も納得されるのではないのでしょうか。

では、次の「政策目標達成のための総合的な水道施策の推進」の部分についてです。これは例えば1 ページの一番下の「市町村統合が進み」というものと、「新たな概念の広域化の推進」というものと同じことなのですか、違うことなのですか。大宮さんどうですか。もうちょっと具体的な施策という形でこれが出てきているという理解で良いのですね。

○大宮補佐 2章の方では状況の変化というか、客観的な現象という形での記述を考えております。

○眞柄座長 これが5 ページの主要施策の1 というところで、「新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築」となっておりますね。これはいまの2 ページの「新たな概念の広域化の推進」を箇条書き的に書くと、この○2

つになるという理解でよろしいでしょうか。

またその下に主要施策の2がある。だから主要施策1と主要施策2が、広域化とか規模の問題と連携しているという理解でいいですか。

5ページに水道の運営基盤の強化というのがありますね。それで「主要施策1が新たな概念による広域化の推進」「主要施策2が最適な運営形態の選択」、この1と2が2ページの「新たな概念の広域化の推進」と、「新たな社会情勢に対応した最適な事業形態」が書かれている。そういうことですね。はい。

○事務局 先生御指摘の点につきましては、まず対応としては1ページの一番下のところと2ページの(1)のA・の部分、最後の5ページのところが、主要施策の1というのか広域化のことですので、この主要施策1の2つの○の部分とが、対応関係としてはつながっているということになります。

○眞柄座長 わかりました。そのように見ながら御検討と御意見をいただきたいと思います。

○事務局 補足です。A3の資料の水道の運営基盤の強化、3つの主要施策があって、この最初の1ページ目が広域化の件です。右下の今後の課題というところがこの課題を重点的に取り組むべきということで、今回の7章のところに入っているという関係でございます。

○眞柄座長 わかりました。

○山村課長 つまり今回、どういう構想でこの改訂を記述しようか、ということいろいろと議論したのですが、別案としては全面的に書き換えるということもあったのです。すると今回のレビューでどういう整理をしたのかがなかなか見えなくなってしまう。あくまでも今回のレビューの目的というのは、3年間たったところでの、3年間の変化を踏まえた修正ということもあり、この横長の参考資料3、ここにまとめたような検討プロセスを記述するには、7章という新しいものを立てて、そこにまとめを書いた方がわかりやすいのではないかとということで、このようにさせていただいております。

○眞柄座長 そういうことだそうですね。

○古米委員 最初に言った点ですが、7章があるので、5章のところにも関連のことを書き加えておかないといけないということになる。するとまた同じようなものが7章に出てきているというイメージが、どうしても全体を読むと抜けきれない。そのためにはできるだけ5章のところは余り詳しく書かないで、ポイントだけを書いておいて、それを具体的

に解決するために重点的に施策に反映するところはこういう方法論であるとか、こういう制度とか何とかということ、7章に出来るだけ具体的に並べないと、違いが見えてこないですよ。

項目によっては、具体的な水安全計画何とか、こういう制度をつくれればいいというもの、7章に入っている項目もありますが、そうではないものもある。その辺をちょっと識別できるようにした方がいいと私は思っております。

あるいは、いっそのこと5章のところはいじらないで、素直に前の5章のままにしておいて、7章の頭のところで従来の、前回のビジョンではこういう点を中心進めることを主眼としていた。全体のレビュー作業の中で新たな点にも考慮することが必要であることを示す。それを解決するためには、今回のレビューの中でわかったことはこうですと記載する、そういうものも悪くはない。

○山村課長 その辺のまとめ方も中でいろいろな議論があったのです。きょう先生方から御意見をいただき、それで方向性が出て、またそこで記述をしていこう。最初から書き下しにしまいますと、その辺のところは先にいってしまうので、きょうはそういう観点の御意見をいただき、大変にありがとうございます。

○眞柄座長 では、それぞれの5の「ア. 新たな概念の広域化の推進」というところのゴシックに入っている部分のことについて、御意見があればと思います。5全般で結構です。4ページまでどこでも結構です。

私は最初に、「ア. 概念の広域化の推進」ですが、「新たな水道広域化に向けた検討を進める」というのはわかるのだが、「小規模水道の維持管理強化に向けた共同管理手法の検討を進める」ということと、その前段に書かれていることと、ちょっと異質ではないかという感じがするのです。

要するに広域化、簡易水道の小規模を共同管理手法ということであれば、広域化すれば自然と共同管理になるわけでしょう。だから、ちょっとわからない。遠藤さんところはこれをやっていますか。

○遠藤委員 前回意見だけ出して、議事録の中にちょっと紹介されていたので安心してしまったのです。問題は、この次元になれば、結局は広域化というか、本当の意味での広域運営に入っていくしかないのではないかと感じております。17年水道をやってみての感想から申し上げますと、結局、自分たちで担っていくのは非常に大変である。技術力もいろいろな面でも大変だということで、では外部委託しよう、外部委託すればその結果とし

てかなり安い価格で請け負ってもらえる。そこまでは良かったのですが、やってみたら、例えばこれがこのままずっと 100 年も 200 年も維持できるのならいいが、いずれ壊れたときに手当しないといけない。ではそのときの人と金をどうするのだという話になれば、結局は人もいない。それで切り札を切ってしまったのではないかという印象を持ったのです。

そうやっていくと、では水道というのは本来どうなるべきか。これも日本の水道の普及率を見ていくと昭和 35 年に 50%であった。50%を達成したと喜んで、53 年に 90%になったということで、18 年で 40%を上げたわけです。先輩方が頑張ってるね。この当時は 2%ぐらい毎年伸びていたが、そのあと、今度はいまもって 97 くらいです。27 年かかっても 7%ぐらいしか上がらないということは、もう水道整備するところはほぼなくなったのではないか

では今度は何をやるのかというと、人とか金とかの話になれば、県とかいまの電力会社くらいの単位のものに集約していき、料金を山の中でもどこでも同じだということです。すると例えば、きょう 17 年度の決算統計を見たら、全国の水道事業での流動資産が 6 千億くらいしかないのです。資産 30 兆円の水道資産があるというわけだから、少なくとも僕は最低でも 5~6 兆円くらいの流動資産を持っていないか、と思う。すると金はすっからかんだ。そういう状況を、少なくとも大きな事業体は理解していると思うが、人口 10 万以下くらいのところなどは、そういう頭はないと思います。整備が終わったからもう維持するだけだという話になってしまうと、体力がなくなったときにどうしようもなくなるのではないか。

これは水道だけ固まってしまうという考え方は、僕は財政をやっているのですが、財政からの応援できる余力はほぼないのです。これは合併しても体力のないところが集まっているだけだから、これは無理ですよ。それは役所の行政手続規制だけが強くなった。入札は公正にやれといって手続だけの書類ばかり多くなった。では本当にその効果が出ているのかというと、大して変わっていない。

そういう面からいけば、役所の規制を離れた方がいい。これが民間ならばいろいろと問題があるのではないかとっても、では電力会社、ガス会社はどうか。日本には立派なモデルがあるなら、むしろ市町村の先を見えないで金を遣っていまは財政危機になってしまったわけです。そこに頼っているよりは、独立してちゃんと責任を持たせた方が、働いている人も生きがいをもってやれる。あとは住民にとってもどこでも水道料金は同じ。

いままでだと、総務省で公料金対策とか何かあるが、結局は肝心なひとつのことをやれ

ば解決するものを、回りくどくやる。それも結局はここのところ、例えば昭和41年の水道部会で水道広域化の基本的考え方を提示した。僕が役場に入る前ですものね。ちょうど高校生ぐらいのときに提案しても、結局は本当の広域化になっているのかというと、これは言葉だけというか、これは行政の難しいところなのかもしれないが、なかなか本音で入れない部分、建前でぐるぐる回って、40年たってしまったわけです。

この辺でビジョンというなら、次のステップ。時々、産業界から水道を民営化すべきだとかいろいろな意見がいわれるが、それを傍目で見ても、結局は動けず水道の経営体質がどんどん弱くなっているときに、そろそろ次の目標を見た上で、それなりの検討をやっていくべきではないか。

ただ一気に変えるというのは多分難しいと思うので、では自分たちの水道をどうするのだというときに、こういう方法なら可能だ、これは事業体1200とか簡易水道を入れれば1万からのところを指導するといっても、どこを誰が指導するのだ。人を指導する人もいないですよ。

だったらこれは電力会社のように、例えば10か所、それから都道府県単位なら47のものさえ指導すれば間に合う。するといろいろな計画も1200もつくっているよりは、はるかにコスト削減して、なおかつ更新財源もやっていける。定期的にある程度の設備投資を平準化すれば、せっかく水の立派な会社とかの業界にも仕事は継続していけるから、日本の水道技術は残るのだと思います。

さっきのところのアジア・ゲートウェイ構想とかいうが、こういう水道会社がいろいろなものに転換せざるを得ない時に、アジアに出ていけるという言葉でいっても出ていけないと思います。そういうことで、僕はその辺は僭越な話ですが、検討するというで、とにかく1行でも2行でも入れていただきたい、こういう方向で考えていくべきではないかという考え方をしたわけでございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○佐藤委員 前提としましては、先ほど古米先生がおっしゃったように、整理の関係で私がいふことはむだだというか省略されればいいかなという思いもあるわけでございます。ぜひ、その辺で最後の取り扱い方についてまずお願いしたいと思います。

2ページの「新たな概念の広域化の推進」についてというところで道州制のことについて触れておりますが、これは議員連盟とかいろいろな動きはありますが、政府としてこれは具体的に示されていないという意味では中長期的な課題ではないか。この道州制問題が

余り表に出ると、逆に地方自治体の中での広域化推進が阻害されるのではないかと  
とで、ここは余計な文章ではないのか。

これまでの広域化の概念を広げた新たな水道広域化、これはこの間私も主張して  
おりますが、公公の連携による広域化に向けた検討、ということが必要ではないかと思  
っております。

イです。ここは冒頭に申し上げた大変に危惧するところです。これまで厚生労働省  
のさまざまな文書の中で、「自己責任」などということが頭から来たのは今回が初めて  
ではないか。この自己責任というのは、規制緩和とか市場原理を主張する人たちか  
自己責任ということで、いままさに世の中がそういう流れの中にあるということで、  
非常に私は危惧をもっているわけでございます。これはぜひ、削除いただけないもの  
か。

その下に「第三者機関等による」という、あらゆるところに第三者機関等というの  
が出てきます。一体これは何を指して第三者機関とっているのかというのは、いま  
ひとつ理解できません。

3ページこれもちょっとわからない。2行目の中段以降です。「自立的で持続可能  
な水道事業運営に資するバランスのとれた指導監督システムのあり方について検討を  
進める。」どうも私は理解できないのですが、これはビジョン本体の文書そのま  
までいいのではないのか。わざわざいじる必要がどこにあるのか、その辺が読み  
きれません。

下の(3)の災害対策の関係でいいますと、特に「耐震化計画が策定されていない  
状況」、これは既に報告されて、地震多発にもかかわらず進んでいないというよ  
うな状況の下では、相互連携が必要ではないのか。その強化、そのための人材の  
育成と技術の継承というところが、つけ加えられるべきではないかというふう  
に考えております。

4ページの「水利用システムの水循環」うんぬんというところで、これも2行目  
後の方から、「水道事業者では対応できない危機の分析とその対応策の検討を行  
う。」このようにいっているのですが、これは何を指しているのか。特にここは  
特に水循環系の健全化ということでは、私どもは水基本法ということを主張して  
おりますが、厚生労働省もこの間、7省庁連絡会議等々で関わり合っていると思  
います。もしそういうことを言いたいのであれば、わかりやすく表現した方が  
いいのではないかということです。

国際貢献の中でのアジア・ゲートウェイ構想について、これはさまざまなこと  
で言われているわけでございます。問題は日本がどういうふう  
に立ち居振る舞いをするのか。つまりいま世界、とりわけアジアの中で日本の  
水道で期待評価されているというのは、ただ単

に技術力の問題ではなくて、蛇口をひねると水が飲める、こういう公営原則に基づいた日本の水道文化というところを、このことが評価をされているのではないかということで、ただ単に企業や関係者が海外に行けばいいということではないのではないかと、そういう枠組みも含めた貢献というところを明らかにする必要があるのではないかと思います。以上です。

○眞柄座長 ありがとうございます。他の委員どうですか。

○和田委員 先ほどのところに戻って申しわけないのですが、まとめ方をいろいろと御説明を伺って、やっとそういうことかというのかわかったというところでは、読んでいまして、これはさっきのところを書いてあったけどというところで、ページをひっくり返してみたり、先を探してみたりを繰り返しておりました。やはり、まとめ方は非常に御苦勞をなされたと思いますが、もう少し初めての人が難しくなく読んでいけるような文書にしていきたい、というのか一番初めに自分が読んだときの感想です。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○古米委員 コメントするほど丁寧に読みきれていないところもあるのですが、5章の記述の中で申し上げようと思っていた点は、前回既に出ているビジョンのどの位置にはめ込みながら、記述を追加するかによって、文章のイメージや雰囲気が変わるので、そこが気になった点がひとつです。

5章と7章との関係は先ほど申し上げましたので、あとは新しい動きが出てきているという意味においては、地球温暖化対策、環境対策の分野では政府も国際貢献を前面に出しているといっているもので、それらを書き加える。高いレベルで環境への問題意識が出ているという政策の方向のようなことはここに書いておく。水道分野での環境対策、CO2対策とか省エネルギーのところという流れは、もう少し書いて、追加はされておりますが、言葉として何か地球温暖化対策が政府全体において重要課題であるという通り一遍の表現なのでなく、もう少し具体的に京都議定書でなんとかとか、実際今年からスタートしたとか、もう少しインパクトのある形で書き込むと、7章も受けやすいのではないかとこのころが、この5章のところで記載するとよいのでは感じたところです。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○海老塚代理 全体を通して見た印象ですが、東京都としては、私どもの考えていることと、方向性としての違いはないのではないかとこのころがあります。

3ページのところで、特に私どもで近年問題意識をもっているのは更新の部分です。施



設の更新の部分とか、その対策としてのアセットマネジメント、あるいは更新財源の確保、こういうところは新たに明確にビジョンに書かれるということは、ある意味いいことである、注意喚起というか、水道界に知らしめるという点ではよろしいことかと思えます。

特に私どもとしても今後非常に大きくなってくだろうと考えているところは、3ページの一番下のところからの環境対策というか、「環境・エネルギー対策の強化」というところで、加筆という部分がありますが、水道というのはエネルギーを多く消費する事業である。一方で非常に重要な社会インフラであるということもありますので、社会インフラという点では不可欠ですが、例えばCO<sub>2</sub>削減を大幅に図っていけるかといま私たちが考えたときに、それはなかなか容易なことではないということですから、この辺は本当に国をあげて対応していくという点で、こういうビジョンのレビューというところで触れられることは非常にありがたい。私どもの事業体としてはありがたいことかなと考えているところです。以上です。

○芝池委員 全般の中で気になるのは、「ア. 新たな広域化の推進」のところですか。この文書でいくと簡易水道の事業統合が今後進展していくという部分が、目をむけたような形で表現されていることになってしまわないかなという気がします。すると道州制等の政府の動向にも注視しつつというところと、異質な印象を受けました。ここのところはもう少し通常の市町村の広域化の推進も含めた整理していただく表現にさせていただいた方が、よくわかるのではないかなという気がひとつします。

国際化のところは、私どもの方はジャイカを通じて人材派遣をしたりして対応しようところではしていますが、市町村の水道状況に目を向ければ、この表現が一番空疎な印象を与えてしまう部分になってしまっていないか。大都市圏の例えば横浜市さんとか大阪市とかあるいは東京都水道のような大規模の水道事業者なら、それほど異質な印象は与えないのでしょうか、これは全国の水道ビジョンとしてみたときに、これは書かれていることについて否定するわけではないのですが、全体の在り方として、ここがいやに強調されすぎていないのかという気がちょっとします。そういうところです。

○眞柄座長 ありがとうございます。では5はそこまでとします。5ページの7の主要施策というのは、この資料の今後の課題というように書かれていたところが主要施策というキャプションがついて、5ページに書かれるようになったということです。

ちょうど区切りなので休憩とします。その間によく見て御意見をまとめておいてください。

(休憩)

○眞柄座長 再開します。

○山村課長 7章に入る前に、私どもの中で議論のあったことについて御紹介をさせていただきたいと思います。それは6章の取扱いでございます。6章におきましては、「各種方策の連携による目標の早期達成」ということになっておりますが、この6章は水道ビジョンの中で一番注目を集めているところでもあります。といたしますのは、それぞれのアクションプログラムの中で、施策目標というものが数値としてあがっているわけです。非常に野心的な目標値が掲げられておりまして、この目標について本当に達成可能なのか。しかも冒頭に申し上げましたような水道ビジョンの目標期間、そういうものを念頭においたときにこれは現実的なのか、こういうことがさまざまな場で指摘を受けております。

そのあたりをどうするのか、というところが課の中でも大きな議論になりました。

結論としましては、きょう御提示させていただいたものにもありますように、今回の改訂では施策目標の変更は行わないということではどうか、こういう話になっております。

そのあたりのところを、いま委員の先生方から改めて御意見あるいは御確認をいただければと思うわけでございます。

たまたまいま手元に国会の議事録が回ってきております。今週の火曜日に衆議院の予算委員会で出ました質問の中で、この水道ビジョンのフォローアップ検討会についても話題になっております。まさに国会もこのフォローアップ検討会の成り行きを注目している、そういうところを皆様御認識の上で、こういうまとめの方向性について、もし御意見がございましたらいただければ幸いかと思います。

○眞柄座長 そういうことです。6章は大きくなぶらないということです。ただし、5ページに「新広域化人口の定義見直しを含む」とあります。定義を変えればこっちが変わる、そういうマイナーの修正はあるということですね。わかりました。

では、7に入ります。そういう前提で7の方をごらんいただきたいと思います。

5で御指摘いただいたことと重複するところはお話を伺ったということにします。それ以外のところでお話、御意見があればお出しください。

○佐藤委員 主要施策の関係でいいです。まず2の関係で、最初は○でアンダーライン、「民間部門による」うんぬんとあります。このライフライン、さらには安全・安心という水道の責務からしまして、達成しているか否かではなく、事前審査を優先するべきではな

いかと思っております。

2つ目にまたここに「自己責任」がでてくるのは、さっきいった通りでございます。

次の「水道事業経営の透明性を確保する観点から」というようにありますが、ではこれはいままで、例えば料金改訂なり事業をするに当たって、議会での審査等々があると思いますが、議会との関係をどう整理するのか、これを議員さん方がみたら、おまえたちは何を考えているのだといわれはしないかという心配をします。

3つ目の○のアンダーライン、「水道技術の継承や官民連携による」これはこの間の私どもの主張、これまでとってきた施策からすると、継承や連携ではなく、継承あるいは、というふうになりはしないかと思いますがいかがでしょうか。

一番下の○、先ほど指摘しましたが、これも事前規制から事後規制に変わる、これは少なくとも事前許可要件のチェックがあつて、そこで安心して仕事が行われてということによって監督指導体制が成立をするのではないか、どうも世の中の流れに沿って、規制緩和という観点からこういうことになってきているのではないか、私は非常に危惧をするわけでございます。特にこの間、規制緩和、マスコミも国民皆が規制緩和大賛成とってまいりますが、その結果いまの社会がどうなっているのか。そういう意味では、私は社会的規制を強化するということからすると、事前規制から事後ということについては、どうも納得がいかない。認められないというふうに思うところでございます。

7ページの漏水対策の関係。これは水源開発を計画的に進めると同時に環境保全対策の観点からも、水道事業にとっては痛しかゆしではあるが、節水施策ということも必要ではないかというように考えます。

主要施策の相互連携、先ほども指摘をした中で、特に「応急給水体制」うんぬんとありますが、そのためには技術の継承、技術力の確保というところが求められるのかなと思います。

最後です。国際協力について基本的な考え方は冒頭に申し上げました。ここも、考えすぎかもしれませんが、どうも官から民というように私は読み取らざるを得ない。特にこの間の公の国際貢献をどう評価するのか。私は少なくとも公の部分の国際連携というのは外すべきではない。それはこの前も申しましたが、例えば国連水と衛生に関する諮問委員会でオランダの陛下が、別府の水サミットで事業体間のパートナーシップ、これがいま最大の課題です。皆さん力を合わせて頑張りましょう、とっていることが、ここにはまったく触れられていないという状況の中で、私がちょっとがっかりしたのは、先ほどの話もあ

りましたが、別な観点でいうと、職員の減少によって、だからこれからは別な方向でいきます。ではこの間事業者が国際貢献に努力をしているという事実、さらにはビジョンの中で世界のトップランナーを目指す日本の水道とっているのだが、厚生労働省の姿勢が後退をしているのではないか。これは特に事業者というよりも、民間の方も含めて国民の方から見て、職員が減少したから日本のことだけを考えればいい、あとはできる所に任せるといような、極めて乱暴であると思いますし、大変に恥ずかしい文章であると思いますので、ここは削除するのが好ましいのではないかと考えます。

○眞柄座長 ありがとうございます。ほかの委員ございましたらお願いします。

○山村課長 水道事業に対する事前規制なのか事後規制なのかということですが、いまの水道法ができました昭和 32 年というのは、まさにこれから水道を各地でつくっていかないといけないという状況の下でつくられております。したがって、水道事業の創設の認可とか変更の認可、こういうところが水道法の中でも一番重要なところであったわけです。

現在では、97%の普及までできて、それぞれの地域の水道事業もほぼ完成形になってしまっている。あるいは更新はもちろんありますが、更新に当たってもいまの水道法の中で変更認可を必ずしも要しないという形になっている、そういうところも少なくないわけです。こういうところについては、全く野放しの状態に置かれかねないという問題があります。

この自己責任について御懸念をお持ちですが、実はこの自己責任というのは書いてはいないのですが、水道法の考え方には、かなりもともとそういう水道事業者がみずからの責任で考えてやってください、というつくりになっております。例えば水道技術管理者ひとつとってみても、資格要件は書いておりますが、その技術管理者が判断をしてやるということで、ほかの電気とかガスとかの事業法ですと、かなり日常の業務のオペレーションに関するところまで事細かく規定がなされていて、そのチェックを行政当局から受けないといけないとなっているところが、水道法においては、ほとんどの部分を水道事業者あるいは水道技術管理者の判断に任されているということになります。

むしろそういう仕組みの中から、それをここには第三者機関とあるのは、専門的な知見を有する機関という意味で、そういうところのチェックを受けることによってみずからがやっていることが間違っていないかどうかという確認を受ける。そういうことをちゃんとやっております、ということを示すことによって水道事業者のユーザーに対する

責任が果たせる、ということになるのではないか、このように考えているわけです。

もちろん議会のチェック、これは当然ございます。議会の観点からのチェックは大変に重要であると思いますが、ただ議会がすべてに万能かという、かなり大局的な観点での面には機能すると思いますが、技術的なところについてすべてにチェックが行き届くのかということもあるのではないのでしょうか。

多少表現に問題がありましたらお許しを願いたいのですが、そういう専門的な水道経営を責任をもってやっていく観点から、その責任のある取り組みを明らかにするという観点での仕組みづくり、これを何か考えていく必要があるのではないかと、思っているところがあります。

○眞柄座長 私の印象からすれば、先ほど遠藤委員もおっしゃったのですが、公営企業管理者、水道法でいえば水道事業管理者が、そもそも法律で定められている職務と権限を十分に発揮されていないところに問題があるわけですね。議会には、事業管理者が出せるのは予算と決算を見るだけです。事業そのもの自体は公営企業管理者がやることになっていて、首長とか市長たくさんいます。そういう本来の法律の枠組みをきちんと認識してもらおうようなことが僕は一番大事だろうと思います。

知事会などもあるのでしょうが、知事会よりは、市町村長会議あたりで、その辺のところをもう一度総務省の方から、公営企業はこういうものであるということをもうちよっと明解にしてもらわないと、働く者も、あるいは水道の供給を受ける国民も安心して水道を使えないということになってしまう。その辺のところをこういう書き方でいいのかという印象を私も受けました。

ほかに何かございますか。

○総務省森補佐 この国という記述を総務省というように読まれたと思います。水道事業経営ということで総務省という話であれば、実は既に地方財政に関して健全化法が成立しまして、その中で公営企業につきましては、経営指標を公表するという仕組みができております。その意味で透明性を確保するという観点は、既にクリアしているのではないかと、いうように考えております。

また第三者機関、先ほど佐藤さんでしたかが言われましたが、議会、監査これがありまして、そちらに諮った上で公表するというのも健全化法に書かれておりまして、それ以外にさらに第三者機関を設けるという話になりますと、結局はこれは全部コストになりますので、またそれが料金に跳ね返ってくるという話になります。果たしてそこまで現時点

で水道事業管理者が疑われないといけないのかという感じもありまして、ここまで書く必要があるのかと思っております。

また私どもとしまして、既に国会で法律が制定されまして、昨年末に政令を公布しまして、これから省令・告示ということで順をおってさまざまな指標に関して整備をしていくことがございますので、いまその部分を検討するといわれましても、総務省としてはやるべきことをやっていると考えております。ここは仮に水道事業者と書くのであれば、それはそれで水道事業者で検討すればいいのかと思いますが、この辺、私はいま一言言わないわけにはいかないと思いまして発言しました。

○山村課長 私どもは13年から給水人口5万人以上の水道事業者、当該規模の水道用水供給事業者も含むのですが、毎年直接立ち入り検査というものをさせていただいております。その中で、明らかに法律に照らしていかがかと思われるようなこと、技術管理者の資格要件等も満たしているのかどうか、こういう問題点。きちんとした責任ある運営を行っていく上でのみずから運営のマニュアルをつくって、それで取り組んでいるような観点、こういう多角的な観点から内容を拝見させていただいております。

極めて多数の事業者におきまして、不十分な点が多数みられているところでございます。私どもこの6年間で、5万人以上の水道事業者に対する立ち入りを一通り完了することになっておりますが、こういう形で国が直接立ち入り検査を続けていくということについて、果たしてそういうことでいいのかということを考えますときに、水道事業者がもう少しみずからの責任として、実施状況をきちんと確認していく。こういう努力を求めていかないといけないのではないかと考えております。

そういうときに、では誰がそういうことをやっていくのか。それは事業者が事業をやって行政がチェックをする。最終的には法律に基づいたそういうチェック体制かとられると思いますが、もう少しそういうところに専門機関の仕組みを活用して効率的にそういう責任ある事業の仕方というものを点検していけるような方法、こういうことを考えていかないと、建前としてうまくいっているということと、現実的にどうかということについて、しっかり見ていく必要があるのではないかという気がいたしているところでございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○芝池委員 確認します。国と書いてあるのは国が実施するという意味でいいのでしょうか。それぞれの文章のあとに書いてある【 】の中です。【国／都道府県等／水道事業者等】と書いてあるのは、それぞれ担う機関を表示されているという認識でいいのでしょうか。

○大宮補佐 はい。そうです。アンダーラインは7章については特にポイントという形で冒頭に書いてある注釈とは異なります。強調したいという話です。

○芝池委員 では2つ目です。主要施策2の2つ目の○を確認します。「透明性を確保する観点から、第三者機関等による公正な業務評価を実施する仕組みについて検討する」というのは、これは厚労省が検討するという意味ですか。

○大宮補佐 やるということよりも責任のありどころをはっきりするという意味で、やるだけではないのですが、どこがリーダーシップを取って責任を持つということです。

○芝池委員 わかりました。我々は実は既に第三者機関として、本日は欠席されておりますが、伊藤先生にも入っていただいたような事業評価をする経営面を評価する機関とテクノロジーを検査する機関、両方を保有しております。年に少なくとも2回、多ければ4回くらいの評価委員会なるものをきちんと開かせていただき、決算については決算の数字はもちろんですが分析した内容についても、そこで御審議をいただいている。そういうことをきちんとクリアした上で、議会なりあるいは監査に提示しております。

佐藤委員もおっしゃいましたが、仮に値上げのときも、きちんと例えば府内の消費者代表を入れた上でこういう値上げをしたい、あるいは値下げをしたいという部会をおこして、何回も審議を重ね議会に上程するという手続を踏んでおります。

その意味においては、水道事業体も結構こういう機関を有しております。だからこれは佐藤さんほど大きな異議を持たずに見ていたわけです。

ただ気になりましたのは、最後です。山村課長がずっと厚労省か検査に回られる。しかしこれは頻度を落とすというレベルのかと中身にあったとしても、維持された方がいいのではないかという気が実はしております。これは非常に規制緩和と規制強化のバランス疑義論であると思いますが、安全・安心に対する国民の意識が非常に揺らいでいるときに、その部分をまったく放置して、こういう事後の行政システムに検討するというか、すぐにやるということではないのでしょうか、それよりは、頻度を落しても一定の部分は申しわけないのですが厚生労働省の方で権限を有して検査された方がいいのではないかという気がします。

そのひとつは、水道事業管理者が大阪府域の実態を申し上げればどんどん減っているのです。経費削減の意味合いから、水道管理者を置かないのです。どんどん一般公務員としての行政移動の中での局長なり部長にすぐ変わっていつておきまして、水道事業管理者は誰なのかというと市長がかねているのです。そういうのは非常に危ないのです。

経営面でのチェックが、対住民に4年に1回審査を受ける市長がこれをやると、経営面のチェックが非常に大衆迎合方の首長もおります。もちろん技術的なチェックなどはできるわけがない。そこが極端な言い方をすれば、一定のローテーションの中でポスト2年の局長さんがそこに来られて、すぐに退職していくという実態がそうですから、この部分、この事後の行政システムに移すことについては、非常に私自身も危惧を持つ一人です。

だからこの実態はちょっとわかっておいていただき、御検討というかもう一度議論をいただいた方がいいのではないかという気がしております。

○山村課長　いまの芝池委員のお話、今後の検討に当たってよく考慮させていただきたいと思います。その中で、日本の水道を考えると、大きな水道事業体でできることと、日本の水道事業体は非常に規模が小さい中で、その規模の小さいところに対して何を求めていくかと非常に悩ましいところがあります。

例えば、職員が十数人でやっているところで専門委員会をつくってできるのかという、これはちょっと不可能ではないか。その十数人でやっているところというものも、結構、数十万人の給水をもっていたりするところもあるのです。そういうところを考えると、一応、全国共通バージョンの最小限のことを確保するような仕組み、それからさらにそれの上をいくような、もっとさらに水道に対する安心感・信頼感を高めてもらうためのより高いレベルのチェック機構、それを両面から組み合わせていくような方策も必要ではないか。そういうことを含めて、どういう在り方がいいのかということを考えていく必要があると思います。

こういう水道事業者に対する監督というのが、果たしてだれかがするべきである。そういう仕組みを維持していくべきである。そこは私も同感であります。そのときにそういう権限を執行するのは、どういう立場の人がいいのかというときに、すべて東京から出ていかないといけないのか、そういうこともこれからの国と地方との関係の中で検討課題になってこようかと思います。それが先ほどからでている道州制というようなのは、その中で、道州の中の水道行政の役割というものを議論していてもいいのではないか、そういう感じもするところであります。

○眞柄座長　ありがとうございました。6ページの「(2)安心・快適な給水の確保」の主要施策の1の2番目です。「関係者の連携の強化」ということがうたわれております。その目的が、「水質事故と異臭味被害状況の改善のため」となっております。ちょっとこれは対象が狭い、もうちょっと広く、量と質の問題は関係者の連携がますます必要になってくると



いうので、前段の部分をもう少し工夫をしていただきたいという印象をもっております。

次の主要施策2の2番目の○の「飲用井戸について」です。「衛生部局と連携して」というのですが、本当に厚労省は自信ありますか。保健所も水を見るものが誰もいなくなってしまうのが現実で、厚労省が保健所の体制を強化して、例えば官・官、必ず水が見れるというように研修でも職務でも与えてくれるならいいが、もしかしたらこれは空手形になってしまう可能性があるのではちょっと怖いと思ったのです。これは大丈夫ですか。

○滝村管理官 この問題意識は、先生がおっしゃった衛生部局というか保健所としての取り組みが、それだけでは難しくなっているという意見が前回からもあったと思います。それに対して、水道事業者が衛生部局と連携してそれをサポートするような仕組みができないか、そういう視点です。

確か前回も遠藤委員からあったと思いますが、なかなか水が見れる行政組織ではなくなってきていて、あるとすれば水道事業者だけではないだろうか。そういう問題提起があったものですから、いま例えば貯水槽に関して何らかの形で水道事業者がかかわれるような根拠が法律でできているわけですが、同じような意味で飲用井戸についてもそういうことができないか、そういう意味です。

○眞柄座長 水道事業者はここにいらっしゃるから大丈夫ですか。専用水道と水道の給水区域外の井戸でしょう。

○滝村管理官 ここは給水区域内外です。要するに井戸です。

○眞柄座長 井戸ですね。水を飲み水に使っている井戸がどこにあらうが、例えば札幌市で、北大は飲用井戸ですね。独法になったから誰が見ているのかよく分かりませんが、北大の飲用井戸を札幌市水道局がチェックされる。

○芝池委員 これはやれないでしょうね。だって商売敵になりますからね。端的に申し上げればね。だって、いまは大阪府下の水道事業者が一番悩んでいるのは、ひとつは専用水道です。これは極端な言い方をすれば、ものすごい学生の大学が専用水道をどんと掘ってしまって、市の水道をぷつりと切ってしまうわけです。そこの水の面倒を水道事業者に見ろというのは、これは感情的なものもあってできないです。

○滝村管理官 ここでは、専用水道は基本的には既に規制されている水道として扱っておりますので、地下水が水源の場合が多いのですが、ここでもっばら飲用井戸といっているのは、水道法の規制をもともと受けていないようなものです。

○山村課長 例えば先週も秋田で農家の井戸を使っておられるところの方が、お風呂に入

ったら目がチカチカするというのです。それで調べてみたら、農薬がかなり高濃度で井戸に入っていた。よく調べてみたら、何と給水区域の中にあるのです。その水道事業者であれば、日頃からどこにまだ水道をお使いになっていらっしゃるユーザーが給水区域の中にいるのかとののは、もうちょっと積極的に把握してもらってもいいのではないのでしょうか。

○眞柄座長 気持ちわかります。さっき北大の井戸の話をしました。北大の中には定住者がいないから専用水道になっていないのです。いまは規模で入ったのだが、もともとは入っていないのです。人がいないと専用水道にならないのですからね。住民登録をしていないと基本的にはね。いまはある規模以上というのはかかったのですが、それ以前はないから、だからそれと、昔の埼玉の白鷺幼稚園で大腸菌O157が出た、その幼稚園は水道水を使っていないから健康が売り物の幼稚園であった。その幼稚園の前の道路に水道管が入っていた。そういうのに対して検査というか、水道事業者がやる気をしませんよね。

○芝池委員 絶対しない。だって自分たちの水道のシステムだけをその範囲内を維持して守っていくのは大変でしょう。遠藤さんがおられるが、そこで水質検査もいっぱいかけられていて、その維持だけでも大変なのに、それ以外の飲用井戸まで、水道事業者が一定の収入でもあってこの金をあげるからやれというなら考える事業者があるかもしれませんが、ボランティアではやれないでしょう。

○眞柄座長 これはもう一度考えてディスカッションしてください。

○滝村管理官 基本的には、未規制のものに関しては設置者の自己管理という、自己責任ということが前提ですが、そこだけではなかなかうまくいかない部分に対して何らかの公的なサポートがいるのではないかと。いまは衛生行政がそれを監督しているという前提ですが、保健所ですね。そこをもう少し実力のある人がいれば、それをサポートしていくことができなから。管理をとって変わるということではなく、何らかの支援措置が考えられないかということなんです。

○山村課長 啓発活動とかということですかね。

○海老塚代理 東京都の例です。すべての保健所員というわけにはいかないと思いますが、都の衛生部局に水道を監督する部署があるのですが、その部署と東京都の水道局とは実は人事交流があります。水道局の職員がその部署にいったりまた戻ってくるというように交流させて、そういう水道事業者としてのノウハウというものをお伝えしているというところがあると思います。ただ個々の出先機関というのは、そこまではなかなかいかない。それ

は本庁というか統括部署にそういうノウハウというか技術というものを蓄積してもらおうという形でやっているというのは自治体としてはあります。大阪府などはそういうものはいかがですか。衛生部署とありますか。

○芝池委員 交流はやっております。

○遠藤委員 飲用井戸など未規制施設の水質管理に関してですが、規模によりけりだと思います。大都市だと職員数が多いので、それぞれの部門に専門家がおります。しかし、人口が2万人くらいの規模の町でどうかと言えば、県は既に保健所を広域化しており、水質をやる人はあまりいません。また管内人口が多いですから、井戸一個一個を把握できる状況ではありません。中小規模の市町村も同じで、飲料水の水質のことがわかるのは水道部局くらいしかありませんので、そこが頑張るしかないと思います。

とはいっても水道事業は公営企業です。独立採算でやるのが義務づけられていますので、これについては事務委託とかで応分の負担をしてもらうというのが前提です。ボランティアではできません。しかし実際問題としては、水道事業だからと言っても水道のお客様しか相手にしないというわけにはいかないと思います。給水区域の中だと今は井戸水利用で直接関係がなくても、水質が悪ければいずれ水道のお客様になるわけですから。

今、自治体は行財政改革でコスト削減のため職員を減らしていますから、できるだけ自分の部署の仕事は増やしたくない雰囲気ですが、対応するためには人事交流させるか水道が受託するか、いろいろなやり方があるので、考えなければいけないでしょう。大きな事業体は、高度な技術職員を沢山抱えているのですから、長部局からの期待は大きいと思います。

○眞柄座長 さっき白鷺幼稚園の話をしました。感染症が出るようなチェックと、先ほど課長がいわれた農薬が出るやつとちょっと性格が違いますよね。だから感染症対策としてそもそも水道があったとすると、水道を引かないでその人が責任になったとして、近所の周りの人に迷惑を及ぼすというような話であれば、地域全体の問題として飲用井戸の管理を徹底させるということはあると思います。でも農薬の場合にはその人になる話です。乱暴かもしれませんが、その人が健康影響を受けるという場合には、その人の責任として井戸の検査をするという話ではないかという印象があります。

「水道事業者が」と書いてあるから、ちょっとこれは少し何かの表現を考えてください。

ほかにございますか。

○遠藤委員 5ページの自己責任と水道経営の透明性についての意見です。最近、行政関

係では透明性確保がよく議論になりますが、今、透明性が必要といわれているのは、大福帳式の会計でやってきた一般会計だと思います。予算を見ても決算を見ても、桁の多い数字が並んでいるだけで何の説明もありませんから分かりません。もともと企業会計のような財務諸表がありませんので、経営管理の情報が非常に不足しています。しかし水道事業は公営企業ですから、昔から複式簿記で管理していますのでそれで十分読めるはずですが、したがって一般会計が求められている公会計の複式化とは次元が違います。経営情報以外でも水道では既に水質検査計画や検査結果も公表することがルール化されていますから、これ以上の透明性というのは何でしょうか。経営や業務の情報について今以上のことが果たして必要なのでしょうか。

ところで最近では計画書をはじめ提出書類作成の仕事が多くなって、その分現場に出る時間がなくなっているという話を聞きます。水道事業でも業務面は厚労省から、公営企業経営という面では総務省から県を通して指導があります。内容はともかく全国一律ですから、内容によっては本当にその仕事が必要なのかというものもあります。たとえば、経営面では確か17年度に5年間の集中改革プランを作るよう助言がありました。これが公営企業改革の計画書かと思いきや、その計画期間が終わらないうちに19年度は公営企業経営健全化計画です。大規模事業では必要でしょうが、小規模事業では既存の計画を見直し再構成しても目的は達成できると思います。

最近では考えられないような事件事故が多いので、何かあると直ぐに行政は何をやっていたんだと糾弾されますから、国県の立場からすると指導したという実績が必要なのかも知れませんが、過剰反応のケースもありますので、現場が振り回されないよう考え直していただければと思います。

これからは第三者機関による評価ということも必要だとは思いますが、既に議会議員や監査委員がいるわけですから、それとの関係をどう調整するかというのが問題です。制度としては、財政がおかしくなった自治体には外部監査を入れる制度がありますから、そこに上乗せをするという話になれば屋上屋を重ねる話になってしまいます。あるとすれば技術面ですが、そうした点では、事業者団体による自主監査が重要になるかと思います。例えばメンテ会社の社内検査やISO認証機関の状況を聞くと、馴れ合いにならないよう工夫して、かなりきついことをやっているようです。

かつては、県に水道課が設置されていた時期もありましたが、水道が全国津々浦々にまで普及すると、整備から維持管理に対応した組織に移行しますから、衛生とか食品と統合さ

れたりして、水道担当も数人しか置かないところが出てきました。したがってこの体制で監督するのは無理でしょう。だから事後監督という話が出てくるのでしょうか、それならば水道事業者の団体である水道協会などが中心になって事業を第三者的に監査するシステムを作ればいいと思います。民間の監査という甘いと思うかも知れませんが、水道には元々直営時代のノウハウがありますからレベルは高いはずで、行政指導を強化するより、この際、事業団体が自主管理する方向を模索したらいいのではないのでしょうか。

○眞柄座長　そういうことをするのが第三者機関という意味にとらえていただければ、私自身もそういうことをいま勉強しております。そういう意味でとっていただく、国とか都道府県がチェックするという意味ではないということです。

○遠藤委員　わかりました。

○眞柄座長　ほかのことです。7ページの主要施策の水道事業者間の相互連携の部分です。東京都も入れているのですが、緊急時用連絡管、緊急時に使うのですよね。でもいつも使えばなしにしてはいけないの。実際に東京都は町田と川崎を使うでしょう。川崎の方は出水不良地区なんですよ。もともとね。だから連絡管を入れたわけですよ。でもこれは連絡管を入れてそのままつないで、給水区域の変更があるのかもしれないのですが、これは常時使えるようにした方が投資したお金が有効に活用できる。そこにメーターを入れておけば、お金のやりとりはできる。僕はこの緊急時用連絡管の整備というのは、相互連携を図れる連絡管の整備という、その方がいいのではないかと思う。ただいま補助の枠組みは緊急時になっていますから。

そういう意味で、単に応急給水や応急復旧だけではなく、相互連携を図るときの連絡管の考え方を再検討する必要があるのではないのでしょうか。

○芝池委員　私どもも悩ましい問題になっております。用水供給事業者でしょう、水道事業者は水道事業者がやりとりをするのです。すると用水量は落ちるのです。すると、量が落ちて設備が過大になってきますから、それをどうするのかという料金転化をその他の区域にやらないといけないという問題がある。これは我々は厚労省の方に、これを守らせてくださいとお願いしているのです。

常時一定量を通水されてメーターをつけてやると、これは免許をとっていただくと我々は文句をいえないのですが、いままでは水道法上では違法です。しょっちゅう流れているわけですからね。区域外への送水となってしまう。

○山村課長　分水という取扱いについて、私どもも整理をするべき時期にきているのでは

ないかと思っております。暫定的な措置ということではじまった経緯が、もう数十年にわたって続いているという状況の中で、責任体制はどうなのか。施設もだんだんと老朽化してきております。そうすると、事故があったり、あるいは更新事業のときに、どちらがどういうふうに持つのかというような現実の問題も出てきております。そのあたりのところは、水道法上に規定のない分水について、法的な位置づけの再整理を含めて、きちんとした責任ある体制づくりをしていかないといけないと思っております。

一方でいま御指摘のありました緊急時連絡管ですが、連絡管というのは緊急時に開けて、開けたら赤水が出てきてしまったということではどうしようもないわけです。その辺はちゃんと役に立つときに役に立たないといけないということをどうやって確保したらいいのか、そういうこともいろいろと最近課の中でも議論をしているところであります。

こういう常時水を流すとなりますと、いまの分水になるのかとか、あるいはその分を水利権の取得の際に、他の区域の話をどうするのか。いろいろな問題がございます。なかなかすべて同じ方法で整理をするというわけにはいかないのではないかと思っております。でも一定の整理はあるのではないかと思っております。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○海老塚代理 東京都の緊急時連絡管につきましては、そう頻度は多くはないのですが、定期的に双方の事業者、東京都と川崎とか、訓練という形で緊急時にきちんとスムーズに水のやりとりができるようにということで、そういう取り組みはやっているところです。

あと、東京都の場合には埼玉とも結んでおりますので、そういう緊急時の安定性という点では、東京と埼玉、川崎という形でつながっているということです。緊急時に限ってみても、安定性は安心というか上がっているのかなというように私どもは考えております。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○古米委員 一個一個の項目についてのコメントではなく、全体へのものです。気になっているのは、現行のビジョンで含まれていた別紙の1はなくなってきて、いま議論をされていることやその要点を7章に盛り込むということは、この7章の文というのは前のビジョンの別紙1に書いてあることが出てくるということで理解しています。するといま7章のところはどう書いてあるかという、まず5章の施策群でレビューしてまず状況を把握してこうですよ、そのときに施策の中の具体的な目標があって、目標がどう達成しているのかということはこのフォローアップでやりました。すると思っただほど進んでいないものもあるし、うまくいっているものもある。

進んでいないものについては、重点的に項目をするべきである。そのときにどういうところが抜けていたからこの方策なり施策が進んでないだろう、あるいは補強しないといけない、という視点を各種方策の実施のあたり特に以下に掲げる項目を重点的に取り組みなさいと書いたわけですね。

そのときに、既に前回のときに施策名であるとか課題と政策ニーズとか施策指標と施策目標があって、目標達成のための各種方策の例という一覧表があるのが別紙の1ですが、それがどうここに入ってくるのかな。

結構同じようなことをもう書いているようなところはないのかなとか、ありますよね。すると、今度は7章は最終的な形でどうなるのか見えない。書いてあること自身の表現とかは微妙に直すべきところもあると思いますが、全体構造として、先ほど5章と7章の関係がわかりにくいともいいましたが、前回の別紙の1をどう扱うのかによって、ちょっと最終的に出来上がった改訂のビジョンが、どういうわかりやすいものになるのでしょうか。重点項目と書いてある割には以前と同じものもたくさん書いてあると、正直言って横並びで余りにもたくさん出すと、せっかくレビューしてこことここが肝であると言った方が、場合によってはよいのでは。いまでもこんなに項目が並んでいるのに、さらに別紙の要点が記載されてしまうと、結局は何をやればいいのかと読まれた皆さんがお困りになるというか、混乱しかねない気がするのが私のさっきから懸念しているところではあります。

○眞柄座長 大宮さんいまの段階ではどうですか。

○大宮補佐 別紙については、さまざまな項目があって書いてある。これを全部フォローするのが難しい内容も含まれているということがひとつあります。

○古米委員 別紙1の要点ということで、別紙1の要点がこの7章に入るという説明を聞いたので、それはここの細かいことを全部を入れることはないと思うのですが、どういう形で入れるのでしょうか。施策名のようなものが書いてあるところをピックアップして要点だといわれているのか。

○大宮補佐 参考資料の3番を見ていただき、ビジョンではなく今回レビューしていただいたのは、この全体でございます。この流れで考えまして、いま不足しているもの、今後すぐにやらないといけないものというのが、今後の課題のところに書かれております。その今後の課題というところを7章に書こうということです。

○古米委員 要点というよりは、いまの7章に書いてあるものがほとんどになるということですか。

○山村課長 別紙1については、いろいろなことを書いてあるのですが、どういう位置づけで書いてあるのかよくわからないという意見があります。それでこの表題としても目標達成のための各種方策の例と書いてあります。これをずっとそれぞれを見ていくと、おっと思うところもあるのですが、まだそういうものはないよな、誰がつくるのかなと思うよなところもあるのです。

ですから、そこをちょっと、別紙1のところはこの段階でのひとつの整理ということで、これを改訂するということではい。今回のレビューをしてまさに大事だという今後の課題として出てきたところに絞ってこの7のところに書く。結果として、別紙1から格上げで7に入ってきたものもありますし、横滑りできたものもあります。

○古米委員 わかりました。要は、いいものをちゃんととりながら明確でないものはかえって混乱するので除きながら、その情報をちゃんと今回のレビューに基づく水道施策の重点取組項目として掲げるということですね。

そうであれば別紙1の取扱いは明確になりました。しかし、もしそうだとすると、先ほど申し上げた感覚は相変わらず私はもっている。重点取組項目といっている割には、この○がこんなにたくさんあることが、本当にレビューした結果としてめり張りのある評価をしたのかと問われたときに、前と同じものとほとんど数が同じくらいであるというのは、皆うまくいっていなかったの、ということではないでしょうか。

○眞柄座長 ですから、3年前にこれが大事だよといっているもほとんどやっていないということです。正直なことをいえばね。僕はそうだと思う。だって耐震化率だって経年管の更新だって、ほとんど皆やってないのですから。それはしょうがない。ただ、7章でなったときに、さっきの地域水道ビジョンではないが、それぞれの事業体がこの中で何を優先的にしないといけないのか、順位付をするような呼びかけは書いておかないといけない。だからそれは地域水道ビジョンの中でそういう認識をもって選んでくださいということではないでしょうか。

だって、3年前に3年でやるということだからしょうがないのかもしれないが、耐震化計画だって3年前にビジョンでつくれといったが、その時にできていなかったところはいまもできていない。それが現実ではないかと思います。先ほど立ち入り検査の話がありましたけどね。

ほかに議論をするポイントはありますか。

○海老塚代理 先ほど遠藤委員からの7ページに関連して、7ページの上の部分です。失



礼しました7ページではありません。資料2の6ページ、更新の話です。更新の件で日本の水道資産が30兆円くらいで流動資産が大体6千億円くらいしかない。確かに現金は余りたまっていないといえると思います。

東京の場合には非常に規模が大きいので、給水人口で日本の1割くらいなので影響は大きいのですが、確かに東京都についてもではお金がたまっているのか。貯金というかそういうものがたまっているのかというと、そうたまっていません。だからといってすぐに困るということではありません。

東京の場合には、現在の資産の価値が大体2.5兆円くらいです。流動資産が手元の資料だと2千億円くらいあるのですが、ただそうはいっても1割もいかないというところはあります。そうはいっても、いままでの財政運営というのは、最初は借入れ、起債にかなり頼った形で施設をつくっておりますので、その償還にかなりとられている部分がある、それがそろそろ終息してきたところがあると思います。

ほかの水道事業者さん、例えば東京都とか横浜とか大阪とか、割と古くからやっている事業者さんなども同じような状況だと思います。そろそろ、そういうある意味では貯金、積み立てのようなものを考える時代になってきたのかなと思います。いままではどちらかというと、借入れの返済とか、あるいは起債の抑制による借入金全体の額の低減、そういう面が強かったのですが、だんだん例えば浄水場のような大規模な更新というのは10年後とか20年後に見えてきた段階で、そろそろ積み立てとかのお金を会計の中にためていくという思考が必要になってきたのかなというところで、私たちは取り組み始めたというところはあります。ですから、これからの取り組みに係る部分もあるのかなと思います。

○眞柄座長 それはそうですね。でも借金も財産の内だというね。

○海老塚代理 借金というか起債をまったく否定するものではありません。そのバランスだと思います。

○眞柄座長 東京都水道局は返せるからいいですよ。収益がある。返せないところが多いんですから。それは返せないところは本当に積立金、更新積立金を積んでいかないと何もできないということになる。それは長期的にみればそういうところは本当に金をためていないとどうしようもない。わかりました。ほかにありますか。

○和田委員 大変に細かいところですが、例えばほかのところにも出てきますが、5ページの下から5～6行目とさらにその2～3行上です。ほかにもあります。「安心・安全な水道水」という言い方をしております。前の水道ビジョンのときには安心・安全という言葉

は使っていなかったのではないかと。いまのぞいておられますとね。食べ物ですと、ひっかかるわけではないのですが、安全・安心なんですよね。こっちは安心・安全、その順番はどうでもいいのですが、安心・安全な水道水というのは何をいつているのか。質の問題であれば、安全だけでいいと思います。安定的な供給のことをいうなら、その後に「安心・安全な水道水が供給され、今後も持続的に」ということで、その上のところで「安心・安全な水道水の安定的な供給を確保し」という言葉があります。細かいことではあるのですが、何かそういう使い方というのは、ある意味では大事にしていく必要があるのではないかなという気がしました。これは意見でもあり質問でもあります。

○眞柄座長 前のビジョンのときには、すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給です。だからその方がわかりやすいかな。6ページには「安心・快適な給水の確保。」安全・安心というと、安心・快適というものとニュアンスが違う、その辺は少し用語の統一も含めて考え方を整理して書いていただくのがいい。ありがとうございました。

○宇治委員 目標値はいじらないという御説明であったと思います。それはそのとおりでいいのですかね。何か全部の目標値が常に話題になっているわけではないでしょうが、一部話題になっているような目標値などもありましたよね。そういうものもいじらないまま重点施策新たなところを打ち出し、結局、読み手側はどう解釈すべきなのかというのが、要はつくった方が何らかの意図がないとおかしいかなという気がするのです。

○眞柄座長 おっしゃることはよくわかります。例えば経年管路の更新率という言葉を使うと、例えば、年2%で50年ですよね。だから2%というものを目標に入れるのか入れないのかということですよ。だから1%だと100年かかってしまう。進めると書いてあるが、うちは1%もやっていますと皆さんがおっしゃるが、100年もかかるのに大丈夫ですかということ。常識的にいうと2%で50年です。だから2%は最低のノルマではないですか。そういう数値をどうするのですかというのが宇治さんの御意見だと思います。それはいまの段階ではどういうふうに考えて計画されていらっしゃるでしょうか。

○吉口補佐 目標値をどうするか、これは水道課の中でも議論をしてきました。まずビジョンができて3年という中で、施策の展開もビジョンを進めるために、いまいろいろと講じつつあるところということがあります。例えば、耐震化の進捗状況を見ましても、実際にはデータの基幹管路の耐震率が伸びだしたということもまだ見えていない段階にあります。

一方では、いろいろな課題に対して水道事業者の側でどういう課題に重点を置いて優先

的に取り組んでいくのかというところは、ビジョンを踏まえながら、それぞれ地域水道ビジョンを作成いただいているところです。20年度をめどにできるだけ早期につくっていただくということをお願いしているわけです。

そういうところで、事業体の側でも自分たちの現状を足下からどうしていくのかというところ考えていただき、何を講じていくのか、具体的に検討をしていただいているところということでもありますので、この段階で、確かに中には100%という目標は相当に厳しい、正直いえばそういうものもございしますが、いまこの段階で、ではそれを具体的にどう改めていくのかというところは、もう少し取り組みの状況を見ながら考えるべきかと思っております。

高い目標というのをとりあえず維持しながら、そこに近づくためには皆が何をやっていくのか、というものをもう少し重点を置いていくべきというのがいまの思いでございます。

○眞柄座長 おっしゃっていることはよくわかります。でもいまの別紙1で、例えば基幹施設の耐震化率100%と書いてあるわけですね。確かに100%にしないといけないのだけど、100%というところがすごく遠い目標ですよ。現実からするとね。だから、まだ見えていないのだけど例えば今度のこの7章で、管路の更新というところを書いたら、例えば2%は最低必要であるとか、あるいは鉛管の更新は5年後に半減で将来はゼロになる。5年後にゼロだったかな。5年後に半減でその先でゼロになると書いてある。すると鉛管のことも7のところに入っている。そこでは鉛管の管路延長の何%は最低限の目標ですというようなところまでは書けないでしょうか。

それはいまは非常に厳しいのかもしれないが、水道事業管理者なりが議会に説明しやすいツールとして、例えばそういうことが書いてあって水道ビジョンで2%はやった方がいいと書いてあるから、うちは2%はやりたい。そのためにお金がかかるので料金を上げざるを得ないというようなツールにまで使う、僕はそこまで使ってくれるなら、それでもいいのではないかと思うのです。事業体ごとによって違うから難しいですか。

○宇治委員 何かの指標がないと、地域ごとのビジョンをつくるにしても、ある種のベンチマークがないと、やりにくいような気もしませんか。

○眞柄座長 全部が全部というわけではないが、書いて大体がこれくらいなら頑張ろうというもの、ベンチマークでもいいと思うのです。そういうことをいわれなくてもちゃんとやってくれるのが本来の筋でしょうがね。それも少し検討してください。

前回の議事録にも書いてありますが、耐震化100%といってもなかなかできないから、

水道施設に優先順位という重要な差別化を図ればいいのではないかと伊藤先生がいつておられました。それに関しては、ここでは基幹施設という言葉で差別化をしているということでもいいですね。考え方としては。

○吉口補佐 いまの水道ビジョンはそうです。基幹施設、基幹管路という形で 100%ということを行っています。

○眞柄座長 その段階で差別化はしています。今度の省令の改正もあるし。差別化というか優先順位です。

○吉口補佐 優先順位を示しておりますが、高いレベルを目指すという理想的な形でのものを示しているものですから、高い理想的なレベルと現実とのギャップという意味で、事務局の方もそこは実際問題としては悩みがあるわけです。きょう御指摘いただいた点は、もう一度考えて議論させていただきたいと思います。

○眞柄座長 京都議定書の関係です。レビューのときも資料が出ていました。いま平均で 0.5 キロワット。水道も議定書を守るとすると、0.4 キロワットぐらいにしないといけないというのが書いてあった。平均でいうと 0.5 キロを 0.4 キロにしないといけないのだが、水道も議定書の約束どおりに 90 年ベースで 6% という数字は書くのですか。それはそれぞれに判断を任せるのですか。

つまり数値目標を書くか書かないかということです。水道は議定書の約束にひっかかるのですか。温暖化防止計画です。

○吉口補佐 温暖化防止計画に基づきます目標達成計画のいま見直しの作業が進められているところではありますが、その中で、これまでは上水道というのが明確に書かれておりませんでした。いまの検討の中では、上水道も省エネルギーとか再生可能なエネルギーの利用という取り組みを積極的に進めていくというようなことは位置づけられていく、という状況になってきております。

目標達成計画のいまの議論の中で、では水道分野について、全体的に何%を削減しなさいというような削減目標量は、総量でこれだけですよというまでの議論にはなっていない。

○事務局 補足です。吉口補佐から申し上げた京都議定書の目標達成計画というものがもともとあって、それがいま政府全体と、あとは経済産業省と環境省の合同審議会で見直し案について審議されて、いままとまりつつある状況です。その本文中で文言について上水道について明記されたというのは今回が初めてです。下水道の書きぶりと整合をとるよう

な形で、余りバランスが悪くならないような形でエッセンスの言葉を書いております。エッセンスというのは、省エネ対策という言葉と再生可能エネルギー対策を進める、それぞれの対策で何万トンを第一約束期間で削減できるのかということについても、今回、可能なかぎり明記してくださいということで、実は去年、各水道事業体の皆さん、都道府県の方々に協力いただき、アンケートを取りまして、その中で、現時点でやっている省エネ再生可能エネルギーはどのようなことをやっていて、それが何万トン相当なのか。第一約束期間の各年度で、そういう計画のあるところは、追加的にやることがあれば書いてください。

そういう実績を水道統計で昨年度から取り始めたばかりで、実績しか見ていなかったのですが、今回はいま事業体さんがもっていらっしゃる計画がどういう計画で、それも数値的にどの程度なのかということを書ける範囲で提出いただき、それをまとめた結果を目標達成計画の中に書くような形にはしております。

それをこの今回の水道ビジョンの中でもそれがフィックスされたら、当然ここに書くことは可能かと思えます。そのあたりはタイミングの問題もありますので、全体の動きと合わせて検討していきたいと考えております。それでここに今回は書いておりません。

○眞柄座長 わかりました。ほかにございますか。

○佐藤委員 大変に初歩的な質問で恐縮です。参考資料3というのが出されて、私はみたのは2回目という記憶もあります。現時点での課題を抽出したということで、これはいつの時点なのかということと、これと骨子案との関係について御説明いただきたいと思えます。

○大宮補佐 現時点というのは、今回、3年たってレビューの中で現在での目標達成率、目標達成状況ということでございます。

これまでやってきたこと、進捗状況という形で資料3についてお話させていただきました。総合評価という形で、これを踏まえて現在でどういうものが必要なのかということ、今後の課題というところでまとめさせていただきました。それイコール、今回のレビュー結果という形で、根本的な目標とかは説明するときに言わせていただきましたのと変わらないのですが、いま課題としてあげられているものという形のこの課題の部分を、7章でエッセンスをまとめて書くということを考えております。

○佐藤委員 これに基づいてここに記載したということですか。

私は時間のなかでチェックをしたら、すべて同じではないわけです。例えば環境問題などについては、こちらの資料の方が3倍くらい多いとか、表現が違うとかがありま

す。

○大宮補佐 表現とかその辺は、こちらの方は最終的に今回の検討の資料という形でつけたと思いますが、本文に書くという形で表現は語尾とかは変更している部分もございます。

○佐藤委員 骨子案に基づいて、これまで討論してきたと思います。ところが資料の方が中身が濃くて、骨子案の方が薄いというのは逆ではないかと思います。資料には目標と評価と今後の課題まで詳細に整理されており、事前に資料も配布して検討してもらった方がより理解ができたのかなというふうに感じました。

○眞柄座長 これはこれまでの検討会で議論した資料ですよ。そのうちの今後の課題というものを7に移した。ただ移したが佐藤さんがいわれるように、移っていないものもある。

○大宮補佐 その辺の不足する部分については、よくチェックしたいと思います。考え方としては、そういうことでございます。

○眞柄座長 考え方としてはそうですが、例えば、災害対策です。(3)の災害対策、僕は最近災害対策づけでいっているからですが、例えば、災害対策のところでは1番2番3番4番5番、6番がなく7番、6番は何かというとバックアップである。バックアップのことが施策のところでは取り入れられていない。するとバックアップを足りないというように今後の課題として書いてあったのに、なぜここでバックアップがないのか、それは相互連携のところではカバーできるように、例えば、相互連携とバックアップのところは両方がひとつになるように書いておいてくれればそうかというのかわかる。そういうところをもう一度再確認をしてください。

○大宮補佐 はい。わかりやすく整合がとるようという形でつくります。

○眞柄座長 環境もこの環境エネルギー対策で議論をしたときから、政府の方針なども強化されてきているので、その意味でこのようになっているということがわかるように、本文ベースで議論をするときに、少し議論をさせてもらおうかと思います。

時間が4時半になってしまいましたのでそろそろ締めたいと思います。スケジュール的にいうと3月にもう1回やって、3月の段階でフルペーパーで検討会を開いてパブコメにかけようということです。

フルペーパーはつくるのにどのくらい時間がかかるのですか。

○大宮補佐 今回ももう少し早くお出しするべきというところもあったのですが、直前になってしまいました。いま予定として進めておりますのは、3月27日の検討会の前に早い

時期に委員の方々にフルペーパーを見ていただきたいと考えております。

○眞柄座長 水道課の皆さんが総掛かりでおやりになっていて大変な思いをされていることは承知しております。国会もあることだから大変だと思います。パブコメ方式のように早めにファーストドラフトをもらって、委員の方々からコメントをもらって、それをベースにリライトして、最後の検討会の前に早めにもらって、それらの方々からのコメントをつけてこのようにしましたという形で3月27日の検討会を開ければいい。その意味ではちょっと大変かもしれませんがね。無理でしょうか。

では、3週間くらい前にもらって、1週間くらいで委員の方々から答えをもらって、それを整理して最終版にするのが2週間。体を壊すまでやってくれとはいわないけど。だから3週間前にファーストドラフトがあって、1週間以内に委員の方々からコメントをもらって2週間以内にそれを再調整して、そのときには4～5日前でももらうのはいいです。

○山村課長 何回も開くというわけにはまいりませんので、開催の予定としてはいまのような形になると思います。3月27日に完全な最終版ができるかという、それはちょっと難しいと思います。ですから、そこでまた御意見をいただいたものを、あとはメールベースで引き続き行うことも考えられます。

○眞柄座長 できるだけ早めに委員の方々からコメントをいただけるように努力してください。できれば僕がいったような方式がとれるようにです。無理であれば、できる範囲でやってください。

そういうことで、きょうはいろいろな御意見をいただきました。それぞれの委員の考えでおられること、あるいは御立場で御発言をいただきました。最終的には検討会全体としてまとめることとなります。すべての御意見が入るとは限りませんが、できるだけ御意見を参考にして最終的な報告書をつくるということにさせていただきたいと思いますので、その点は御了承ください。

○大宮補佐 最後に資料3ですが、検討会の今後のスケジュールの確認をお願いしたいと思います。本議論の中でも出ましたが、8回は3月27日に最後の検討会をいまのところ予定しております。これで終われるように今後努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○眞柄座長 きょうは御苦労さまでした。ありがとうございました。

(終了)

